

創業にかかる保証制度

開業資金は、適正な事業計画を持って県内で新規に事業を開始しようとする意欲ある方をバックアップいたします。ぜひご利用ください。

制度名	創業関連保証	再挑戦支援保証	創業等関連保証
	根拠法	産業活力再生特別措置法	
保証限度額	1,000万円以内 (創業関連保証と再挑戦支援保証の合算限度額)		1,500万円以内
	創業関連保証(再挑戦支援保証を含む)と創業等関連保証は併用することができます。 この場合の限度額は2,500万円となります。		
資金使途	運転資金および設備資金 (ただし、新会社設立のための資本金(株式取得資金)は、対象となりません)		
担保	不要		
連帯保証人	原則として、法人の代表者を除き不要		
自己資金	不要		借入金額と同等以上の自己資金が必要
融資対象者	<ul style="list-style-type: none"> ①事業を営んでいない個人で、1カ月以内に事業を開始する方 ②事業を営んでいない個人で、2カ月以内に会社を設立する方 ③事業を営んでいない個人で、創業後5年未満の方 ④事業を営んでいない個人が設立した会社で、設立後5年未満の会社 	<p>経営状況の悪化により過去に営んでいた事業を廃止または会社を解散*してから5年を経過していない以下の方</p> <p>*解散時に業務を執行する役員であった方も含みます</p> <ul style="list-style-type: none"> ①事業を営んでいない個人で、1カ月以内に事業を開始する方 ②事業を営んでいない個人で、2カ月以内に会社を設立する方 ③事業を営んでいない個人で、創業後5年未満の方 ④事業を営んでいない個人が設立した会社で、設立後5年未満の会社 	<ul style="list-style-type: none"> ①事業を営んでいない個人で、借入金額と同等以上の自己資金を有し、1カ月以内に事業を開始する方 ②事業を営んでいない個人で、借入金額と同等以上の自己資金を有し、2カ月以内に会社を設立する方 ③事業を営んでいない個人で、創業後5年未満の方 ④事業を営んでいない個人が設立した会社で、設立後5年未満の会社 ⑤分社化を計画する会社 ⑥設立後5年未満の分社化された会社
融資利率	金融機関所定利率		
保証料率	1.00%		
返済方法	原則として、均等分割弁済		
融資期間	10年以内(据置1年以内)		

※上記は制度の概要であり詳細につきましては、各事務所・支所までお問い合わせください